

制定 平成23年1月20日
一部改訂 平成25年5月23日
一部改訂 平成27年6月30日

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運
送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく

砺波市B、南砺市 準特定地域計画

砺波市B、南砺市準特定地域協議会

目 次

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
 - (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割
 - (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性
2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業
 - (1) タクシーサービスの活性化
 - (2) 事業経営の活性化、効率化
 - (3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - (4) 安全・安心の確保
 - (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
 - (6) 供給抑制

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

(1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割

1) タクシーの位置づけ・役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

特に、次のような優れた特性を活かして、ひとりひとりの利用者のニーズにきめ細かく、しかも柔軟に対応することができ、地域住民の生活利便の向上、地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。

- ① 地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる
- ② 面的に移動するため、機動性や移動の自由度が高い
- ③ 深夜など時間を選ばず、いつでも、また、誰もが利用できる 等

また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割なども期待されている。

特に、世界遺産である五箇山地区の合掌造り集落を抱える南砺市域においては、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高い。タクシーを利用する旅客にとって、運転者の印象が当地そのものの印象とも密接に関係することから、タクシーが地域のイメージの構築に大きく関わっているものと考えられ、その責任の重さは極めて大きい。

このような地域社会におけるタクシーの重要な役割、位置付けに鑑みれば、我が国の地域社会の活力を維持していくためには、それぞれの地域において、タクシーの機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

(2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性

1) 砺波市B、南砺市を取り巻く状況

①規制緩和後のタクシー事業者数・車両数の推移

平成14年2月の道路運送法改正により、新規事業の開始や増車等に係る参入規制が撤廃された。こうした状況の中で、砺波市B、南砺市においては規制緩和後からH21年度末までの間に、法人新規事業者が2

社増加し、車両数については9台減少している状況となっている。

なお、平成22年の本協議会設立以降は、さらに8台の減車を実施した。

②規制緩和後の輸送実績の推移

規制緩和後、輸送人員などの輸送需要の減少には歯止めがかからない状況となっていたが、1日1車あたりの営業収入（日車營收）は25年度は対前年度比で増加に転じた。

タクシー車両の稼働率（実働率）は21年度以降依然として減少傾向にある。

③タクシー運転者の労働環境

1日1車あたりの営業収入の減少等により、運転者ひとりあたりの賃金は低下する傾向にあったが、賃金は上昇に転じている。また、低賃金を背景に若年労働者の雇用が乏しくなるなど運転者の平均年齢は年々上昇する傾向にある。

④砺波市B、南砺市における運賃の認可状況

砺波市B、南砺市においては全事業者が現在公示している公定幅運賃を採用しており、下限を下回る運賃を採用するものはいない。

2) 適正と考えられる車両数

34台～38台

※適正と考えられる車両数

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドラインにおいて、地方運輸局長は、特定地域及び準特定地域協議会に対して、特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該特定地域及び準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。」こととされている。

3) 取組の方向性

砺波市B、南砺市における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適正化、活性化を図るための目標を次章（1）～（6）のとおり定め、目標を実現するためにタクシー事業者が主体となって取り組むべき活性化事業及びその他関係機関が取り組む施策を記載する。この際、実施主体や実施時期等についても併せ記述することとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、準特定地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて準特定地域計画の見直しを行うものとする。

2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業

(1) タクシーサービスの活性化

諸問題の中で最も基本的な原因であるタクシーの輸送人員の減少に対処するためには、消費者に支持されるタクシーサービスを実現することが最も重要な対策である。そのため、安全性、快適性、確実性などに係る利用者のタクシーに対するニーズに合致したサービスの提供を図ることを目標とする。

砺波市B、南砺市地域においては、タクシー事業者がほぼ市町村合併前の町村の地域ごとに密着しており、各地域を中心として地域住民の生活の足を提供する公共交通手段として、営業所受けを主に、駅、病院、公共施設、スーパー等を結ぶ重要な役割を果たしている。

移動制約者、または、鉄道・バス路線のサービス水準が高くない地域においては、目的地までドア・ツー・ドアの輸送に優れるタクシーに求められる公共交通としての役割は高く、近年全国的に広がりを見せている運転免許証を返納した高齢者に対する割引制度の導入などに見られるように、タクシー事業者は地域社会の要請を十分汲み取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高い輸送サービスの向上を目指した活性化策を実施する必要がある。

また、地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を用いた乗合タクシーの拡充を図るなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する必要がある。

一方、当地域においては、多くの観光資源を抱えており、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高く、運転者の接遇態度、おもてなしの精神（ホスピタリティー）の向上はもとより、観光に関する幅広い知識やそれを利用者に伝える技術の習得等を図ることが求められる。具体的には、運転者講習や観光ドライバー認定制度を創設することにより、より質の高いタクシー運転手が持続的に養成される仕組みを構築するものとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①サービス向上に関する講習・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者・乗務員の講習・研修の実施・参加 ・乗務員の教育・育成 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
②優良運転者の推薦及び活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・優良タクシードライバーの推薦・活用を図るための仕組み等の検討・導入 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
③乗り合いタクシーの生活交通への活用	乗合タクシーの生活交通への活用	タクシー協会 タクシー事業者 砺波市 南砺市	平成23年～ 【継続】
④観光タクシーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・観光タクシーの導入 ・富山県観光ガイドドライバーの養成 ・対応乗務員の育成・拡大 ・外国人観光客への対応 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
⑤タクシー利用の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニやスーパーなどのタクシー乗場を確保することで、利用者利便の向上を図る ・携帯電話によるタクシー会社の検索を可能とし、利用促進を図る 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
⑥コンベンションタクシーの推進	コンベンション開催に対応した事業の推進	タクシー協会 タクシー事業者 富山県 砺波市 南砺市 富山コンベンションビューロー	平成23年～ 【継続】
⑦福祉車両の導入及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両（車いす対応、寝台車）の導入 ・導入済みの車両について、利用者にPRし、利用の拡大を図る。 ・福祉輸送に関する講習会の実施・参加 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
⑧高齢者に対する運賃割引	交通手段の少ない高齢者の利便性向上	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
⑨運転免許証返納割引	高齢者による交通事故防止 免許返納者の利便性向上	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ 【継続】

⑩社会貢献活動の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを守る安心の車～110番 タクシー～」への取り組み ・防犯対策としてドライブレコーダー 等による捜査協力を実施 ・ロードレポーターとして道路の異 常、災害等を発見した場合、無線基 地局を通じ関係機関への通報体制 の確立 	タクシー事業者	平成23年 【継続】～
----------------	--	---------	----------------

(2) 事業経営の活性化、効率化

他都市同様、砺波市B、南砺市においても長期にわたる旅客需要の減少が続き、新規需要への展望が見いだせない状況下においては、各社の事業効率性の向上も重要な課題のひとつである。

効率的な事業運営のためには、遊休車両の削減や保有車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備（営業所、車庫等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。タクシー事業者においては、事業用施設、資材の共用化や協同配車体制の構築、グループ企業間における整備管理の一元化など、複数企業間による協業化や、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①デジタル式GPS -AVMによる効率的配車	デジタル式GPS-AVMの導入を図るとともにそれを活用した効率的配車	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
②燃料効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・HV車・低燃費LPG車の導入等の低公害車の導入促進 ・待機車両は必要以外のエンジン停止を図る等の措置を徹底し、使用燃料の削減を図る 	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】

(3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー事業においては、運転者の賃金として多くの場合、歩合制が採られており、そのため供給過剰や過度な運賃競争に伴うリスクを相当程度運転者が負わされ、労働条件の悪化等につながるという現象が生じている。

運転者の労働条件の悪化防止については、事業者、事業者団体、労働者の代表のみならず、国や地域の関係者も含め、それぞれの立場から法定労働条件の遵守について必要な対応を図ることとする。

また、現在国土交通省では「タクシー賃金システム等懇談会」（座長 山内弘隆・一橋大学院商学研究科教授）において、タクシー運転手の賃金制度等のあり方について議論されているところであり、今後、本懇談会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①運行管理の徹底による過労運転の防止	デジタルタコグラフなどの活用による違法な長時間労働の排除	タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
②運転者の安全の確保	・防犯仕切り板、防犯カメラ及びドライブレコーダー等の普及・導入 ・防犯訓練の実施	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
③福利厚生施設の点検・拡充	仮眠室、休憩室等の乗務員の福利厚生施設を再点検するとともに、必要に応じて拡充を図る	タクシー事業者	平成23年～ 【継続】

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
行政処分基準等の改正	・社会保険等未加入事業者に対する処分基準を創設。 ・最低賃金法違反に対する処分基準を創設。	運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【実施済み】

(4) 安全・安心の確保

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼を向上していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車による死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目差すべく、国、事業者個々が実施すべき施策をとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」を平成21年3月に策定したところであり、砺波市B、南砺市においても当該目標を達成するべく各タクシー事業者が安全対策に取り組むことはもちろんのこと、行政機関等関係者が不断の取り組みを実施する。

〔事業者が実施する活性化事業〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①運転者登録制度の検討	運転者の資質向上、悪質運転者の排除等	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年度～ 【継続】
②安全マネジメントの実施	評価対象事業者の拡大	タクシー事業者 運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【継続】
③乗客の緊急時対応	・AED(自動対外式除細動器)のタクシーへの搭載の推進 ・救命処置の研修会の実施	タクシー事業者	平成24年～ 【継続】

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
処分基準の改正	・飲酒運転等に対する処分日車数を強化 ・特定地域内の違反に対する処分日車数を加重	運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【継続】

(5) 交通問題、都市問題、環境問題の改善

砺波市B、南砺市におけるタクシーの営業形態は、駅待ちや無線配車を主体としたものであるが、一部地域では、違法駐停車が行われている状況が見受けられる。こういった違法行為は、周辺の道路混雑につながり、円滑な交通の確保に支障を来すほか、景観イメージの悪化につながるなど、都市政策、観光政

策にも悪影響を及ぼすこととなる。

さらに、地域によってはタクシー類似行為（白タク行為）が行われており、タクシー事業者に与える影響も大きい。

そのため、利用者にとって利用しやすい乗場等の整備や関係機関による違法行為の排除に取り組むとともに良好なまちづくりなど都市政策への影響を考慮していく必要がある。

また、環境問題に目を向ければ、政府は温室効果ガスについて、2005年度比で2020年までにCO₂排出量を3.8%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

〔事業者等が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①タクシー類似行為（白タク行為）の排除	・客待ちタクシー類似行為の排除 ・街頭指導によるタクシー類似行為の排除 ・運転代行業者に対する指導監督の強化及び厳正な対処	タクシー事業者 タクシー協会 所轄警察署 運輸支局	平成23年～ 【継続】
②低公害車の導入促進	低公害車（HV車・低燃費LPG車）の普及促進	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】
③エコドライブの徹底	待機車両は必要以外エンジンの停止を徹底する等環境対策の徹底	タクシー協会 タクシー事業者	平成23年～ 【継続】

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
営業類似行為（白タク行為）の排除	警察、運輸支局、タクシー事業者（情報提供）の連携により違法車両を排除する。	県警察 運輸支局	平成22年～ 【継続】
低公害車に対する車両購入補助	低公害車普及促進対策費の活用	運輸局	平成20年～ 【継続】

(6) 供給抑制

砺波市B、南砺市では、北陸信越運輸局が参考として公表した適正と考えられる車両数は、34台～38台と提示されている。

【参考】砺波市B、南砺市の車両数

基準車両数（平成26年1月27日、準特定地域指定時）

48台

平成25年3月末車両数 49台

平成27年3月末車両数 46台

特定地域及び準特定地域におけるタクシー特措法の活性化事業計画には、活性化事業と相まってタクシー事業の供給輸送力の減少等の事業再構築を定めることができるとされており、また、基本方針には、タクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させることも必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待されるとされている。

当地域は、北陸信越運輸局が公表した適正と考えられる車両数の範囲外となっているため、引き続き供給過剰状態の解消に取り組むとともに、都市交通問題や地球環境問題、運転者の労働条件の悪化等、諸般のタクシー問題の改善に努めることとする。

タクシー事業者は、2.(1)で掲げた活性化の取組等を通じ需要創出を図ることはもちろんのこと、自主的な自社の車両数の見直し等事業再構築についても積極的に検討し、適正車両数の範囲内となるよう努めることと併せて活性化事業を進めることとする。

ただし、供給力の抑制はタクシー運転者の雇用面にも影響することから、勤務体系の見直しや合理的な配車管理等を通じ、運転者雇用が可能な限り守られるよう努めることとする。

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
新規許可・増車・休車解除に対する需給状況の判断及び審査の厳格化	タクシー適正化・活性化法、及び新規許可、車両の増車に係る関連通達に基づき、年に1回需給状況の判断を実施するとともに、引き続き厳格な審査を行う。	運輸局	平成21年10月～ 【継続】 (※需給状況の判断は平成26年度～)

